

広島歯科技工士専門学校 教育課程編成委員会実施規程

(目 的)

第1条 この規程は、教育課程編成委員会（以下「委員会」という。）の実施等に関し、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 この規程において、委員会は歯科医療の分野の団体及び関連企業と連携して授業科目の開設や授業内容・方法等の改善・工夫等の助言をすることを目的とする。

(委員会の所掌事項)

第3条 委員会は、教育課程編成の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 委員会の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること
- (2) 委員会報告書（会議録）の作成に関すること
- (3) 委員会報告書（会議録）に基づく改善策の提案に関すること
- (4) 委員会の公表に関すること
- (5) その他委員会の実施について必要な事項に関すること

(協議事項)

第4条 委員会は、次の各項に掲げる事項を協議し、会議の結果を職員会議に報告、検討するものとする。

- (1) カリキュラムの企画、運営、評価に関する事項
- (2) 各授業科目の内容、方法の充実および改善に関する事項
- (3) 教科書、教材、実習器材の選定に関する事項
- (4) その他教員としての知識、技術、技能の育成に必要な研修に関する事項

(組 織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主任
- (3) 教務副主任
- (4) 専攻分野における関連業界団体の役職員または有識者
- (5) 実務に関する知識、技術、技能の知見を有する企業や関係施設の役職員

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第7条 委員会は校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

2 委員長は、校長があたりその運営にあたる。

3 議長は、委員長があたる。

4 校長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、年2回以上開催することとし、事前に文書により通知する。

2 委員会は、校長の指揮のもと、責任と役割を教職員それぞれが十分認識し、誠実に取り組まなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

附則

1. この規程は、令和2年4月1日より施行する。

2. この規程は、令和5年4月1日より施行する。(名称変更)